

労災保険給付、特別支給金早わかり

レーバー・スタンダード研究所

種別	保険給付	特別支給金	
給付 療養 (補償)	療養の給付又は療養の費用が支給される		
給付 休業 (補償)	休業4日目から、1日につき原則として給付基礎日額の60%	休業4日目から、1日につき原則として給付基礎日額の20%	
(療養一年六か月経過後) 傷病(補償)年金	傷病(補償)年金 (傷病等級に応じ給付基礎日額の) 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分	傷病特別支給金 (一時金) 第1級 114万円 第2級 107万円 第3級 100万円	傷病特別年金 (給付基礎日額の) 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分
(治った後に身体に障害が残ったとき) 障害(補償)給付	障害(補償)年金 (障害等級に応じ給付基礎日額の) 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 第4級 213日分 第5級 184日分 第6級 156日分 第7級 131日分	障害特別支給金 (一時金) 第1級 342万円 第2級 320万円 第3級 300万円 第4級 264万円 第5級 225万円 第6級 192万円 第7級 159万円	障害特別年金 (算定基礎日額の) 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分 第4級 213日分 第5級 184日分 第6級 156日分 第7級 131日分

	<p>障害(補償)年金前払一時金</p> <p>年金受給権者の請求により、障害等級に応じ給付基礎日額の1340日分～200日分を前払いする。</p> <p>障害(補償)年金差額一時金</p> <p>年金受給権者が死亡した場合に、既支払年金額(前払一時金含む)が障害等級に応じ給付基礎日額の1340日分～560日分に満たないときは、その差額を支給する。</p>		<p>障害特別年金差額一時金</p> <p>年金受給権者が死亡した場合に、既支払年金額(前払一時金含む)が障害等級に応じ算定基礎日額の1340日分～560日分に満たないときは、その差額を支給する。</p>
	<p>障害(補償)年金(障害等級に応じ給付基礎日額の)</p> <p>第8級 503日分 第9級 391日分 第10級 302日分 第11級 223日分 第12級 156日分 第13級 101日分 第14級 56日分</p>	<p>障害特別支給金(一時金)</p> <p>第8級 342万円 第9級 320万円 第10級 300万円 第11級 264万円 第12級 225万円 第13級 192万円 第14級 159万円</p>	<p>障害特別年金(算定基礎日額の)</p> <p>第8級 503日分 第9級 391日分 第10級 302日分 第11級 223日分 第12級 156日分 第13級 101日分 第14級 56日分</p>
<p>遺族(補償)給付 (労働者が死亡したとき)</p>	<p>遺族(補償)年金</p> <p>年金受給資格者のうち、最先順位者(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順)に対し、その者と生計を同じくしている受給資格者の数に応じて支給される。</p> <p>遺族1人 153日分 175日分(*) 遺族2人 201日分 遺族3人 223日分</p>	<p>遺族特別支給金(一時金)</p> <p>300万円</p>	<p>遺族特別年金(算定基礎日額の)</p> <p>遺族1人 153日分 又は175日分(*) 遺族2人 201日分 遺族3人 223日分 遺族4人以上 245日分</p>

	<p>遺族 4 人以上 245 日分</p> <p>(*) 175 日分は遺族が 55 歳以上又は障害のある妻。</p> <p>遺族(補償)年金前払一時金</p> <p>年金受給権者の請求により、給付基礎日額の 1,000 日分までの前払いが行なわれる。</p> <p>遺族(補償)一時金</p> <p>① 遺族(補償)年金受給資格者がいない場合に、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の最先順位者に対し、給付基礎日額の 1,000 日分が支給される。</p> <p>② 遺族(補償)年金の受給権者となった者がすべて失権した時点で既支給年金額(前払一時金を含む)が給付基礎日額の 1,000 日分に満たないときは、その差額が支給される。</p>	<p>(*) 175 日分は遺族が 55 歳以上又は障害のある妻。</p> <p>遺族特別一時金</p> <p>遺族(補償)一時金の受給権者に対し、給付基礎日額を算定基礎日額に読み替えて算出した額が支給される。</p>
<p>葬祭料等</p>	<p>葬祭料(葬祭給付)</p> <p>① 31.5 万円+給付基礎日額の 30 日分</p> <p>② 給付基礎日額の 60 日分 (①②のいずれか高い額)</p>	

<p>介護(補償)給付 (年金受給者で介護を要する場合)</p>	<p>介護(補償)給付 (平成 23.4.1 現在)</p> <p>① 常時介護を要する者 104,530 円を上限に介護費用として支出した額が支給される。但し、親族等の介護で介護費用を支出していないか、支出した額が 56,720 円を下回る場合は、一律 56,720 円が支給される。</p> <p>② 随時介護を要する者 52,270 円を上限に介護費用として支出した額が支給される。但し、親族等の介護で介護費用を支出していないか、支出した額が 28,360 円を下回る場合は、一律 28,360 円が支給される。</p>	
<p>二次健康診断等給付</p>	<p>二次健康診断等給付</p> <p>「血圧,血中脂質,血糖,肥満度」のいずれにも異常所見がある場合、二次健康診断と二次健診の結果に基づく特別保健指導の費用が労災から支給される。</p>	

[編注]

- 1) 給付基礎日額は、平均賃金相当額である。(但し最低保障額 4,250 円が設定されている。)
- 2) 年金給付及び長期(1年6月経過)療養者の休業補償給付に係る給付基礎日額には、年齢階層ごとに、最低・最高限度額が設定されている。
- 3) 算定基礎日額とは、負傷又は発病の以前 1 年間に当該労働者に支払われた

ボーナス等特別給与の一定額を 365 で除したものを。

4) 表中の金額は、平成 23 年 9 月 30 日現在のものである。